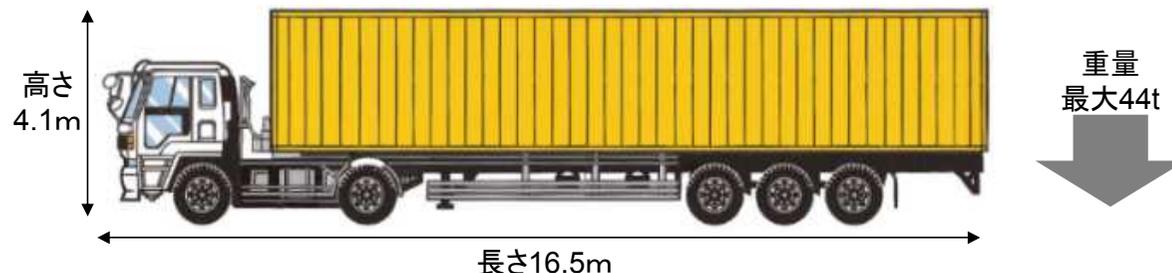


○特殊車両通行許可不要区間において、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特殊車両通行許可を不要とする要件は以下のとおりです。

<対象車種>

国際海上コンテナ車(40ft背高)

	特殊車両通行許可不要区間 一般的制限値
総重量(t)	44 ※1
車高(m)	4.1 ※2
車長(m)	16.5



※1 車両の車軸の数及び軸距に応じた制限あり。このほか、軸重(11.5t)、輪荷重(5.75t)の制限あり。

[車両の通行の許可の手続き等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第一条の四を参照]

※2 現行の規定(高さ指定道路)により指定

<国際海上コンテナ車(40ft背高)の通行要件>

① 国際海上コンテナを運搬するものであることを証明する書類の携行

[現に運搬しているコンテナに係る機器受渡証、輸出入の用に供するコンテナの運搬を指示する旨の記載がある書面を予定]

② ETC2.0車載器の搭載及び登録

[業務支援用ETC2.0車載器を搭載し、特殊車両通行許可オンライン申請webサイト(通称PRサイト)から「車載器管理番号」「ASL-ID」「自動車登録番号」を登録したもの]
(登録開始日については、PRサイトでお知らせいたします)

<特殊車両通行許可不要区間の確認方法>

- PRサイトにおいて、許可不要区間をデジタルマップで公表予定
(公表時期については、後日、PRサイトでお知らせいたします)

<留意事項>

- 支障がないと認めて指定した区間内でも、交差点における折進禁止や誘導措置の条件が付される箇所があります
[PRサイトにおいて、デジタルマップで公表予定]
- 橋、高架等の構造の道路(高速道路除く)を通行する場合は、原則、徐行及び連行禁止が条件となります